

目次

ごあいさつ..... 2

古文書の世界「撰挙干涉二関スル請願書」..... 3

御鷹の鶴拝領..... 4

自助社のめざしたもの～人民の自治自立と政治参加～..... 6

英国 The Public Record Office を訪ねて 7

文書館のあゆみ・歴史講座開講..... 8

阿波郡伊沢村分間絵図の内浜分

阿波町の旧家永井家に保管されていた伊沢村の分間図は、浜分・里分・山分の3枚に分かれており、本図は、そのうちの浜分の絵図である。作成は、凡例によれば、文化5(1808)年3月に作られた本図を、文政年間に麻植郡の森清助というものが写したものとある。東西に青く塗られている部分は吉野川で、西の方の北岸には「伊沢市」という市の場所が確認できる。

阿波町 永井家所蔵 110×186 (cm)

第22回企画展「阿波の自由民権運動」

平成13年8月7日～10月28日
 明治七(一八七四)年から第一回衆議院議員選挙が行われる明治二十三(一八九〇)年まで、自由民権運動という政治運動が全国で展開していました。徳島県内においても、代表的な政治結社である「自助社」の活動を中心に、新聞の広がりや演説会・国会開設運動・小結社の活動・政党の結成などの一連の動きがありました。そういった一連の動きを追うとともに、その中で活躍した人々を紹介していきます。

歴史講演会「自由民権運動と徳島」
 講師 稲田雅洋(東京外国語大学教授)

とき：平成13年10月14日
 ところ：二十一世紀館イベントホール

第23回企画展「文書館・公文書館の役割」

平成13年10月30日～平成14年2月3日
 徳島県立文書館が開設されて、10年が過ぎました。過去10年間の歴史を振り返るとともに、文書館とは何かの理解を深め、図書館や博物館、美術館に比し、文書館はどういう役割を担っているのか、また、今後どうあるべきなのかを考えていく展示にしたいと思います。

第23回資料紹介展
 「阿波の古文書パート2 訴状・裁判文書」

平成14年2月5日～4月29日
 徳島県下には、江戸時代の古文書と呼ばれる歴史資料がたくさん残されています。人々が生活していくにおいては、大小さまざまな争いがあり、それを裁いていく裁判機能が欠かせませんでした。村々に残る古文書の中には、多くの訴状や裁判の記録が残されており、阿波国における裁判の仕組みや解決方法を知ることができます。実際の古文書を使って阿波藩内の裁判について紹介していきます。

古文書の世界

一八九二（明治二十五）年

撰挙干渉二関スル請願書

「阿部家文書」が問う「人民の自由」

松本 博

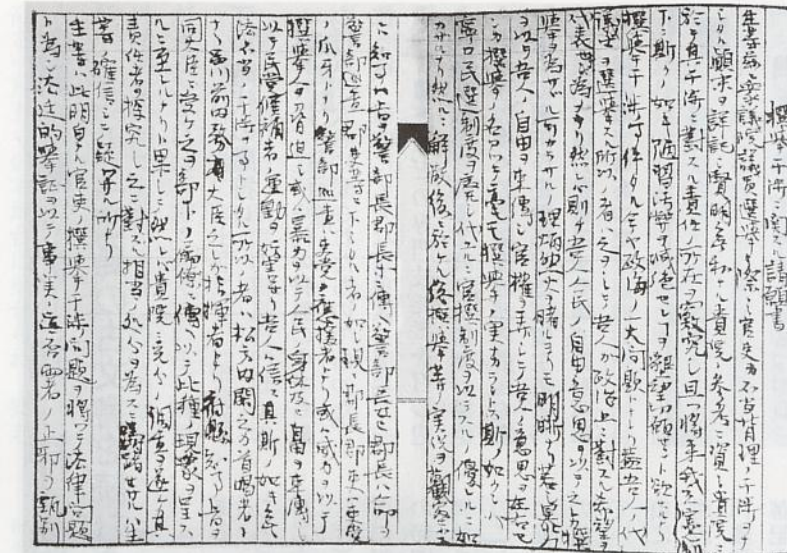
北海道立図書館所蔵の阿部家文書は、徳島県の生んだ第一級の民権政治家・阿部興人の政治活動や実業界での動向を伝える貴重な歴史資料である。明治憲法の制定、帝国議会の開会というわが国の立憲政体が樹立されて間もなく、第一次松方内閣は対外膨張政策を遂行するために民党側にあからさまな選挙大干渉を行った。その国策に対して、阿部興人は民党側の主張の理論的根拠を示して抵抗した。ここに紹介するのは、当時の立憲改進黨につながる本県の有志五四七名が衆議院議長に提出したと思われる「撰挙干渉二関スル請願書」の案文である。

（マイクロフィルム当館蔵）

〔解説文〕

撰挙干渉二関スル請願書

生等茲ニ衆議院議員選挙ニ際シ官吏力不当背理ノ干渉ヲナシタル願末ヲ詳細シ賢明無私ナル貴院ノ参考ニ資シ貴院ニ於テ其干渉ニ対スル責任ノ所在ヲ究明シ且ツ将来我立憲制ノ下ニ斯クノ如キ陋習汚弊ヲ滅絶セン事ヲ懇望切願セント欲スルナリ



題トナレリ蓋吾人ノ代ノ議士ヲ選挙スル所以ノ者ハ之ヲシテ吾人ガ政治上ニ対スル希望ヲ代表セン為メナリ然レバ則チ吾人ノ自由意思ヲ以テ之レヲ撰挙ノ事ヲ為サザル可カラサルノ理炳然火ヲ暗ルヨリモ明断ナリ若シ暴力ヲ以テ吾人ノ自由ヲ束縛シ官権ヲ弄シテ吾人ノ意思ヲ左右セシカ撰挙ノ名アツテ毫モ撰挙ノ実ナカラントス斯ノ如クシテ寧ロ口撰制度ヲ廢シ代ユルニ官撰制度ヲ以テスルノ優レルニ如クカザルナリ然ルニ解散後ニ於ケル総撰

挙等ノ実況ヲ觀察ス（ル）ノ二ハ知事ハ旨ヲ警部長郡長等ニ伝ヘ警部長及ヒ郡長ハ命ヲ警部巡查部吏等ニ下シタル者ノ如シ現ニ郡長郡吏ハ吏党ノ爪牙トナリ警部巡查吏党ノ応援者トナリ或ハ威力ヲ以テ撰挙人ヲ脅迫シ或ハ暴力ヲ以テ人民ノ身体及ヒ自由ヲ束縛シ以テ民党候補者ノ運動ヲ妨害セリ吾人ハ信ス其斯ノ如キ無法不当ノ干渉ヲ事トシタル所以ノ者ハ松方内閣之力首喝者ニナリ品川前内務大臣之方指揮者トナリ府県知事旨ヲ同大臣ニ受ケ之ヲ部下ノ属僚ニ伝ヘ以テ此種ノ現象ヲ呈スルニ至レルナリト果シテ然レバ貴院ニ充分ノ調査ヲ遂ケ其ノ責任者ヲ探究シ之ニ対スル相当ノ処分ヲ為スニ躊躇セサルハ生等ノ確信シテ疑ワサル所ナリ

生等ハ此明白ナル官吏ノ撰挙干渉問題ヲ將ツテ法律問題ト為シ法廷の挙証ヲ以テ事実ノ真否両者ノ正邪ヲ甄別ノセン事ヲ貴院ニ要求セント欲スルニ非ス唯生等ガ責任ヲ負ヒ署名捺印シタル此請願書ハ即チ現ニ官吏力撰挙干渉ノシタル所ノ唯一無二ノ確定書トシタルヲ信スル者ナリ即チ之ヲ以テ一種ノ政治問題信用問題トラン事ヲ請願セント欲スル者ナリ

（中略）

- 一、本県第一区（徳島市・名東郡・勝浦郡）
八吏党権野伝次郎及ヒ民党井上高格ノ兩人ノ力競争シタル場所ニシテ権野ハ則チ警官部吏ノ干渉ニ依リ当撰ノ榮ヲ僥倖セシ者ナリ今警官干渉ノ最モ較著ナル一事ヲ挙レハ井上派ノ主タル運動者數十名ハ明治廿五年二月十四日ヲ以テ徳島警察署ハ召換拘留セラレ為メノ二同派非常ノ激昂ヲ惹起セシメシメテ漸ク同日午後五時頃放免セラレント雖トモ為メ多数ノ撰挙人ヲ権野派ニ奪レタリ加之警官ハ名ヲ途中ノ保護ニ依リ井上派ノ撰挙人ヲ権野派ノ本部ヘ連レ込ミ且ツ毎二就キ運動遊説シ為メ二吏党ヲ当撰セシムルニ及ヘリ
- 一、第二区（那賀郡・海部郡）ハ守野為五郎唯一ノ候補者タリシヲ以テ別ニ撰挙干渉ノ事実ナカリキ

- 一、第三区（名西郡・阿波郡・麻植郡）吏党川真田徳三郎及ヒ民党須見千次郎ノ競ノ争セシ場所ニシテ是レ亦郡吏警官ノ尽力ニ依リ川真田ヲシテ当撰ノ榮ヲ荷ハシメタリ（中略）
- 一、第四区（板野郡）ハ吏党大串龍太郎及ヒ民党橋本久太郎ノ競ノ争セシ場所ニシテ而力モ第五区及ヒ本区ハ其干渉最モ激烈ヲ極メタリ第一板野郡長吉田次郎ハ最モ熱心ナルノ大串派ニシテ郡吏一同ヲ指揮シ殆ンド郡務ヲ抛棄シテ大串派ノ為メ二努力セシハ一々明確ナル証跡アリ（中略）
- 一、第五区（美馬郡・三好郡）ハ吏党曾我部道夫ト民党阿部興人ノ競争ノシタル場所ニシテ干渉ノ猛烈ナル県下第一ナリ第一鉄道局ノ倉庫課長西内文孚、東京府勸業課長小山讓ヲ始メ他府県奉職ノ官吏二十有余名慕參ト稱シテ同区ニ帰省シ曾我部ノ為メ非常ノ運動ヲ為シタリ第二三好警署署長門田又四郎及ヒ美馬警察署長祖上義郎ノ兩人ハ右二列記シタル如キ有ラユル干渉ヲ為シ阿部派ノ運動三好郡足代村金丸源平ヲ始メ三好郡美馬郡ヲ通シテ四百数十名ヲ召集セリ（以下略）

衆議院議長 三好郡 大瀧 半三郎

（ほか署名者五四六名省略）

〔用語解説〕

- 窺究（うかがひ） あきらかにきわめること。
- 陋習（ろうじゆ） わるい習慣。いやしい習慣。
- 汚弊（うけび） よこれた、きたないこと。がら。
- 炳然（ひょうぜん） あきらかなさま。
- 爪牙（つめとぎば） つめときば。
- 首喝者（しゅかくしや） おどしの張本人。
- 属僚（りくりやう） 下級役人のなかま。
- 甄別（けんべつ） 人の賢否をはつきりと見わけること。
- 僥倖（りやうじん） 偶然の幸運。
- 較著（けうちやく） いちじるしいこと。

（主任専門員）

「あいさつ」

館長 佐々木 清 克

昭和六十二年に制定された公文書館法の第三条に「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」また、第五条には「公文書館は、国及び地方公共団体が設置する。」と書かれています。

この法律の定着と公文書・古文書等の歴史的、文化的価値に対する社会的認識の高まりとあいまって、全国で文書保存の施設が順次設置されています。全国公文書館長会議資料によると、国立では「独立行政法人国立公文書館」・「宮内庁書陵部」・「防衛庁戦史部」・「外務省外交史料館」、都道府県では、今年度開館した「宮城県立公文書館」を含めて二十八館、政令指定都市では七館、市区町村では四館が建設されています。

また、世界の国々における文書館の設立は古く、近代的な文書館の発祥の地であるフランスの国民文書館が、一七八九年、今から二百十一年前に開館し、長い歴史を有しています。一八四八年にデンマークとオランダで国立文書館、一八七二年にカナダで公共文書館が設立され、アメリカ合衆国の合衆国公文書館は一九三四年に開館して、六十六年の歴史を刻んでいます。

日本の国立公文書館は三十年前に開館しました。先日、全国公文書館長会議でもらった「国立公文書館の三十周年を迎えて」の資料の中に、国立公文書館創立

当時の関係者の座談会の内容が掲載されていました。その中で、国立公文書館創立の担当大臣であった山中貞則氏（当時総理府総務長官）が、「歴史の古い国ほど、過去を知る古文書・公文書などの歴史資料を非常に大切にしている。だから、歴史と言ふものは侵略の歴史も、敗北の歴史も、栄光の歴史も、あるいは、屈辱の歴史も、みんな歴史である。その過程を捨て去る、あるいは大事にしない民族には新しい歴史はつけれない。歴史の古い国ほど公文書を大切にしている。」と述べている言葉が強く印象に残っています。

徳島県立文書館は平成二年に県民の方々のご努力と県当局のご理解によって開館され、十年がたちました。当館は、歴史資料として重要な公文書・古文書等の収集・保存及び調査研究を行うとともに県民利用サービスの向上に努めてまいりました。その間に県内外の二十七万人を超える方々にご利用いただいております。

平成十二年度末に当館が所蔵する歴史資料は、公文書一万四千点、九十三家より寄贈・寄託を受けた古文書七万三千点、行政資料等四万七千点、マイクロフィルムによる資料収集三千点にのぼります。なお引き続き、毎年徐々に歴史資料の収集・保存を進めているところです。今後県民共有の歴史的文化的遺産として貴重な資料の保存・管理に努めて行かなければならないと思っております。

赴任早々の五月下旬に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の役員会が、東京都公文書館であり、参加しました。そ

の時に、収蔵庫の見学と膨大な資料の保存・整理の状況を見せていただきました。現在、都民の方をはじめ全国の大学の教授、学生など多くの方が閲覧等に利用しているそうです。公文書等は約二十九万冊・地図類千五百点を保存しており、特に幕末から明治・大正・昭和二十年代までの貴重な資料を多く収蔵していることなど、館の職員から説明を聞きました。話の中で、特に印象に残った内容は資料保存に関するものでした。

「第二次世界大戦中の昭和二十年に、東京は大空襲があつて、多くの被害がありました。現在のこの館に保存している東京府文書（慶應四年から昭和十八年までの東京府からの引継文書）・東京市文書（明治二十二年から昭和十八年までの東京市からの引継文書）がどのようにして戦火を逃れ、この館に保存されているかと申しますと、実は戦争が段々と激しくなり、本土爆撃が近くなった昭和十八年と十九年に、都内の数カ所に保存していた膨大な公文書等を、埼玉県騎西町の農家の土蔵と南多摩郡由木村の二ヶ所に疎開をさせました。特に埼玉県騎西町の文書疎開は、バスを改造し、人手がなくて勤労学徒動員係に依頼し、京北中学校の生徒に手伝ってもらって、燃料のガソリン切符が手に入らず苦労しながらの疎開でありました。戦火で焼失した文書もあ



▲当館公文書収蔵庫

りましたが、文書疎開によって、現在多くの方が利用している歴史資料を守ることができました。」との、お話を聞き、戦火の中、よくぞ文書疎開の大仕事が出来たものだと思惑しました。また、今日の平和な時代における歴史資料の保存の重要性を再認識させられました。

徳島県立文書館は、二十一世紀において、公文書・古文書等を確実かつ円滑に収集する機能が強化された保存施設としての役割、そして、徳島県の学術文化の振興と県行政の発展に寄与する文化施設としての役割が期待されております。今後はこれらの役割に適切に対処するために、歴史資料として保存すべき公文書等の評価と選別の能力の強化に努め、電子情報化を含む資料の管理・検索体制の整備充実、レファレンス機能の強化及び調査研究活動の充実などに積極的に取り組み、歴史資料を未来へと伝えて行くべき責務を自覚して、文書館業務を進めていきたいと考えております。

「御鳥様」の運送

その後鶴は、「御鳥様」として、大坂・播磨国明石・淡路国岩屋・同国福良・阿波国撫養を通つて、二十七日昼に九日間の行程で徳島に無事送られた。

二十五日夕方、播磨国明石から井筒屋吉右衛門の船で岩屋へ送られたが、ここまでは大切の品として他藩の家臣が付き添っている。藩領内に入った岩屋では、岩屋輪番頭の生駒源内が麻袴を着て出迎えている。その後、淡路国内を鉄砲の者四人を護衛に、急いで村継ぎに福良まで運んだ。二十六日福良輪番の平瀬伊右衛門も麻袴でこれを出迎え、昼頃に福良を五枚帆の船に普段の倍の漕ぎ手を乗せて出船し、撫養に到着した。撫養でも在番の四宮与兵衛が麻袴で船着き場まで出迎え、岩屋鉄砲の者に撫養屋敷扶持人が付き添い、さらに徳島に向かった。徳島の手前、吉野川の舟渡がある古川で夜ふけとなり、徳島へは翌二十七日の着となった。岩屋から徳島まで約二日で駆け抜けたのである。

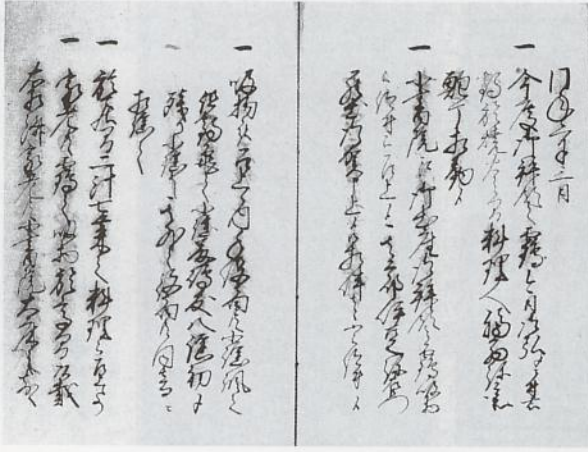
「御鳥様」の到着

鷲の門前では、家老の賀島長門ほかの家臣達が袴を着てお出迎えし、「御鳥様」が通るときには下座で迎えている。綱矩は城内鷲の間で熨斗目半袴（のしめはんがみしも）の礼服を着て待ち受け、奉書と鶴は綱矩の上段に長さ六尺・幅三尺・高さ一尺五寸の木地台に乗せられ、家老

以下の祝辞を受けた。付けられていた奉書には次のように書かれていた。

「二筆啓せしめ候。公方様(將軍様)若君様ますますご機嫌よく成られござ候あいだ、お心易く候。はたまた御鷹の鶴拝領候の状、宿継ぎを以て差し越し候。恐々謹言。正月十九日松平左近將監・水野和泉守 松平淡路守殿」

綱矩は、この宿継ぎ奉書を二十七日に拝見したこと、鷹の鶴を受け取り有り難き幸せであることを請書に書き、使者として太田庄三を早馬で江戸へ急いで発させた。また、徳島への道中で世話になった大坂城代・京都所司代などを始め老中・若年寄に対して礼状を記し、賀島六右衛門を派遣することになった。賀島は翌二十八日船で徳島を発っている。



▶享保10年2月3日条「拝領の鶴をお広めし、料理をする」

鶴のお披露目

鶴はそのまま城内に置かれていたが、ようやく二月三日お披露目が行われることになった。火の間詰め料理人福西弥兵衛が、まず焼いた鶴に包丁を入れ、その後吸い物として調理した。藩お抱えの役者らによつて鶴亀の小謡など祝賀の芸が披露され、藩主は家老以下の家臣から祝辞を受けた。それに対し家老には二汁七菜、詰役には一汁五菜、用人には一汁四菜の料理が振る舞われている。また、二月二十三日になり、江戸の嫡男吉武を始めとし、苦勞した江戸詰の人々にも吸い物の一部が二汁七菜の料理と共に振る舞われている。

挨拶回り

二月九日、早馬の使者である太田庄三が江戸へ到着し、早速綱矩が書いた奉書に対する請状を持って、そのときの月番老中である松平左近將監(乗邑)へ江戸留守居役の三沢権兵衛と共に行き、さらに、鶴を下げ渡した水野和泉守に挨拶に回っている。翌十日には、京都所司代・大坂城代などに挨拶をしていた賀島六右衛門が江戸に着き、二人の老中のほか、京都へ上京中の松平伊賀守を除いて戸田山城守・安藤対馬守の各老中、大久保佐渡守以下の若年寄へも挨拶回りをしている。

一方、江戸留守居役の三沢権兵衛は、お礼に干し鯛の献上物を付けるか否か

で、先例を調べたり他藩の対応を問い合わせたりの仕事が続けていた。徳島藩の江戸屋敷が火災で焼失したため旧記がなく、他藩に問い合わせても要領を得ず、直接、月番老中の松平左近將監に手紙で尋ねるといふ手段に出ている。松平左近將監の用人からは献上物を差し出すには及ばないという手紙を渡されたが、口頭では逆に使者の勝手で指し出してもよいと言われており、難しい判断を迫られている。結局、献上物は渡されたのではないだろうかと思われる。

おわりに

このとおり、將軍家からの拝領物を受け取ることは大変なことであった。拝領物を受け取ること自体は、將軍家と大名としての蜂須賀家を結びつける由緒となり、將軍との近い関係性を強固にするものであり、封建社会の中では喜ばしいことであった。しかし、「御鳥様」としての道中、盛大なお披露目や祝儀、その後の広い関係者への挨拶回りなどはわれわれの想像を超えている。

また、火災で旧記を無くした経験から、將軍家との由緒をより強固に残しておくため、こうした詳細な記録をしておくことが求められたものと思われる。

特に、最初から最後までこの一件に関わつて走り回っていた江戸留守居役三沢権兵衛の苦勞は並大抵ではなかつただろう。

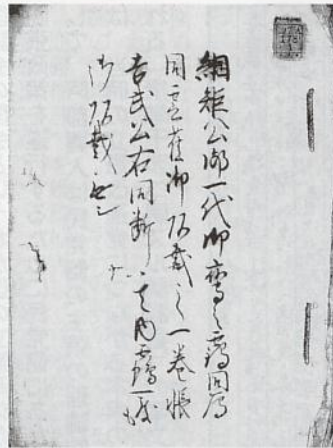
御鷹の鶴拝領

「徳島の古文書を読む会」の活動から

金原 祐樹

江戸時代の鷹狩り

鷹狩りは、江戸時代の狩猟の中でも最も將軍・大名に愛されたものであった。彼らは、領内に広大な禁猟区（鷹場）を設け、鷹匠などの専門技能者を召し抱え、鷹を雛から育てて狩りに用い、家臣を引き連れ多くの近隣農村から農民を駆り集めて鷹狩りを挙行した。領主にとっては領内に権力を誇示する場であり、軍事訓練の場でもあった。



▶「綱矩公御一代御鷹之鶴同雁同雲雀御頂戴—巻帳吉武公右同断其内鶴一度も御頂戴無し」表紙（国立史料館蜂須賀家文書27A178—1）

鷹狩りと贈答

こうした鷹狩りによって得られた獲物や鷹の雛などは、將軍・大名の間で重要な贈答品となっていた。徳島藩の正史で

ある「阿淡年表秘録（あたんねんびょうひろく）」一六一六（元和二）年の項に、正月二十二日に初代藩主蜂須賀至鎮（よししげ）が、江戸城へ登城して將軍徳川秀忠に謁見して、参勤交代での阿波本国への帰国願いを許されたとき、御鷹・御刀・御馬を拝領したことが記されている。このことを皮切りに、毎年のように鷹狩りに使用すると思われる鷹そのものや獲物の鶴・雁などを拝領していることが見えている。また、一六三〇（寛永七）年の項には、二代藩主忠英が東福門院（徳川秀忠の娘・後水尾天皇の中宮であった。）へ鷹狩りの獲物である鶴を献上したことが記されている。さらに一六四二（寛永一九）年の項には、「例年の如く鶴三握ご献上」とあり、こうした鷹や鷹狩りの獲物の拝領・献上が、將軍と大名をつなぐ重要な由緒となり定例化していったことが読みとれる。

五代藩主綱矩の拝領

では、実際にどのようなようになっていたのか。国立史料館が所蔵する蜂須賀家文書の中に「綱矩公御一代御鷹之鶴同雁同雲雀御頂戴—巻帳」（27A178—1）という史料があるので見てみよう。

この史料は、徳島藩第五代藩主蜂須賀綱矩（つなのり）とその嫡子吉武が徳川將軍家から拝領した鷹狩りの獲物である鶴・雁（かり）・雲雀（ひばり）などについて書き上げた文書である。四代將軍家綱からは一六七九（延宝七）年に、五代將軍綱吉からも一六八一（天和元）年・一六九一（元禄四）年に拝領を受けている。綱吉は一六八七（貞享四）年「生類憐れみの令」を出す前、一六九三（元禄六）年までは鷹狩りを続けていたのである。以後、鷹狩りは禁止となり、その獲物の拝領もなくなる。生類憐れみの令は綱吉が亡くなる一七〇九（宝永六）年まで続いたが、綱矩はこの法令が廃止された翌年には待ちかねたように領内で鷹狩りを行っていた。しかし、將軍家の鷹狩りはその後も行われず、獲物の蜂須賀家への拝領が復活するのは、八代將軍吉宗による一七一九（享保四）年であった。

享保十年の鷹の鶴拝領一件

この史料の中で、その当時の拝領の様子が詳しく書かれているのは、一七二五（享保一〇）年正月十九日に決まった鷹狩りの獲物、鶴の拝領である。

この年、綱矩は九月から江戸に参勤交代で向かうことになっており、拝領が決まったときは、まだ徳島にいた。拝領品は徳島まで運ばなければならなかったのである。まず、月番老中水野和泉守（忠之）の用人から、徳島藩江戸留守居役に將軍吉宗の鷹狩りの獲物である鶴を渡さ

れることが手紙で伝えられた。留守居役はかしこまってこのことを承り、すぐに江戸にいた綱矩の嫡子である吉武に報告した。さらに、その日の内に留守居役の一人三沢権兵衛が麻袴（あさがみしも）を着用して、歩行（かち）二人、足軽二人、持ち夫六人を引き連れて水野邸を訪れ、用人中村紋左衛門から、早速、拝領の鶴と奉書箱を受け取った。その奉書箱の上には次のような証文が結びつけられていた。

「この状箱並びに鶴一、江戸より阿波徳島に至り、松平淡路守（綱矩）の所へ相届け、返礼を江戸の月番老中へきつと持参すべきものなり。巳正月十九日和泉（水野）右宿中」

この証文には徳島まで滞り無く届け、月番老中へ返礼を持ってくるように、しっかりと書かれていたのである。さらに、口頭でこのたびのことは重大事なので、挨拶等も先例などを調べてきちんと行うよう命じられている。

鶴と奉書箱は一旦徳島藩の江戸上屋敷に運ばれた。留守居役の稲田平一郎はこれを麻袴着用で迎えた。その後、鶴は上屋敷の書院で休憩を取り、宿継ぎ荷物となるため、南伝馬町の問屋高野新右衛門にその日の内に預けられた。一方、この知らせをいち早く徳島へ伝えるため、大坂留守居役へ向けて四日に到着する早飛脚を送っている。またさらに、三沢権兵衛は自ら吉武にこの事を報告に行くなど、江戸留守居役にとっては大変忙しい一日であったことがわかる。

英国 The Public Record Office を訪ねて

前徳島県立文書館長 逢坂俊男



▲The Public Office の正面

平成13年3月、教職生活の最後、当館での業務を終えるにあたり、このBusinessのルーツといわれる英国のThe Public Record Office (The National Archives)を見学すべく訪問した。

3月21日(月)午後遅く、The Public Record Office (略称PRO)に向かった。ロンドン市中だったら知らないところはないといわれるCabの運転手もPROについては不案内で(日本同様あまり知られてない?)、同僚の運転手に聞きながらやっと着いた。それは、郊外、テムズ川畔のKewという場所に、古くからの名園Kew Garden(正式には王立植物園)とともに存在している。

The Public Record Officeは、もともとは、ロンドン中央部のChancery Laneにあったものを移転し、1977年に開設された。Chancery Laneの旧施設はThe Public Record Office Museumとして存続しているようだが、私はその存在を知らなかったのを見ることができなかった。今夏、子供たちが尋ねてみてくれたが、今は存在しないとのことであった。おそらく、家族の歴史(Family Historians)を調べるFamily Records Centerが新設されているので、こちらに統合されたのかもしれない。

アポイントなしの突然の訪問を詫びつつ、文化の森の英文案内パンフレットと当館のパンフレットを手渡し、見学をお願いした。しばらくの間、連絡をとってくださり、やがて学芸員のBuruno Pappalardoさんがおいでになり、施設を案内して下さった。カバン、コート、カメラ等をロッカーに入れ(厳重です)、一階から見まわす。一階は入り口から広い食堂とMuseum shop、そして、かなり広いスペースでPROの仕事を示す展示が行われていた。

見せていただいた業務内容は、当館と変わらないものであったが、National Archivesだけに規模が大きく、職員は500人、史料の閲覧室は3階と地図など長尺物をひろげる広机が用意されている4階に分かれ、請求された史料はベルトコンベアで運ばれてきていた。閲覧者は、やはり若い人はあまり見られず、壮老の人が多かった。写真撮影はかろうじて一階だけ許可された。プライバシー等の保護が徹底しているのであろう。

Burunoさんは大学院出で、イギリスらしくMarine, Navyの専門研究者とのことであった。午後遅く、アポイントなしの訪問で迷惑だったと思うが、約1時間を割いて案内・説明して下さった。帰国後、早速お礼のメールを送らせていただいた。Museum Shopで“The Public Record Office ;

Souvenir Guide” “The Story of Kew” “Domesday” および“The Genealogical Services Directory: Family and Local History Handbook”を購入し持ち帰った。前二書を読んでみた。その中から引用すると、The Public Record Officeの創設は1838年であり、1977年以来PROのKewへの移転開設、1995年にその敷地を拡大している。1998年には167キロメートルの書棚に、記録のある約千年の歴史文書・羊皮紙・地図・設計図・写真・中世コイン・19世紀のボタンのサンプル等数百万点が詰まっているという。ノルマン人による征服(1066年)の12年後に作られたイングランドの詳細な領主権をしめす土地台帳(Domesday Book)は収蔵中の最古のPublic Recordであり、1225年に再発行されたマグナ・カルタも所有し、世界でも最も立派な中世文書のコレクションとなっている。

また、PROを訪れるユーザーの半分以上が家族のルーツを尋ねるFamily Historianであり、系図学者達によって調査された記録のマイクロフィルムによる参照をはじめ、19世紀の人口センサスの復元と、1857以降現在までの市民の誕生、結婚、死亡の数字記録を見ることが出来る。このため、ロンドン中心部のIslingtonにFamily Record Centerを新設している。アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの大英帝国に散らばった移住英国人のルーツ探しの焦点がPROに集まっていることがわかる。北海道の方々のルーツ探しが当館に集まることも理解できよう。なお、英国人の早期のアメリカへの移住植民についての記録は特に豊富である。

そのほか、パテント(特許)やデザインやトレードマーク(商標)をはじめ、建築計画や設計図、仕様書についてもその登録が寄託されており、PROはその権利の保護をはかっている。その他、「王と女王」「著名人の史料」「個人と国家」「戦争」「罪と罰」「建築・発明・デザイン」「輸送」「大英帝国」「労働と娯楽」など多岐にわたる記録が収蔵されている。

このPROは政府の重要機関として、

- ① 政府各機関と裁判所で作成された公文書の、選択・評価、保存と移管の管理
- ② 保存のために選択された記録を注意深くコントロールされた環境条件の中で永久保存してゆくこと。
- ③ 公衆の記録へのアクセスを準備し、かれらの利用を促進すること。
- ④ 国際関係のものであれ、ローカルなものであれ、政府及びその他の組織が出す記録発刊物についてアドバイスすること。

の4つの役割を持っていると記している。



▲The Public Office の刊行物

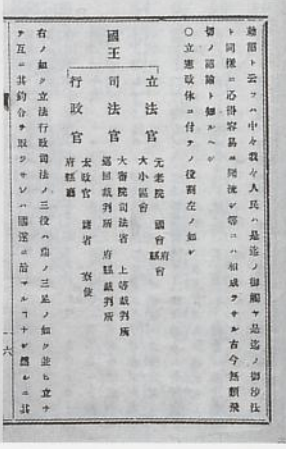
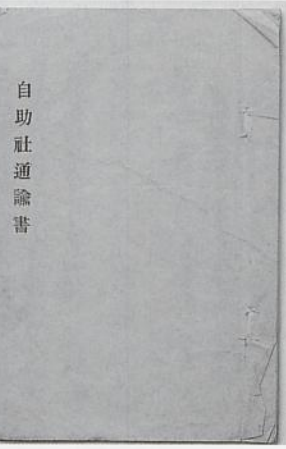
自助社のめざしたもの

人民の自治自立と政治参加

宇山孝人

自助社の設立と「結社大意」

一八七四(明治七)年一月、小室信夫は古沢滋とともに「民撰議院設立建白書」を起草し、左院に提出、『日新真事誌』に掲載させた。そして、四月に板垣退助らが高知に立志社を創設すると、それに呼応して四ヶ月後の八月、小室信夫・井上高格ら旧藩士が阿波に自助社を設立した。「結社御届」「結社大意」前文から、庚午事変を始めとする明治維新の際の失敗を教訓に、自由民権運動を通じて積極的に国政に参加し、名誉回復と失地挽回に努めようとしていたことが察知できる。「結社大意」本文は、愛国公党本誓と極めて近似していることから、小室信夫の起草と思われる。ここでは、天賦人權論の立場から、「天からの賜り物である『通義権理』を維持拡大し、日本帝国の振起隆盛を図りたい」と決意している。自助社の具体的政治活動としては、同年九月五日に「懲兵之儀二付伺」を名東県権令に提出して許可を得、徴兵令の趣旨を県内に普及する運動を開始したことがあげられる。また、九月中旬より賀川純一宅で毎月一、六の日以外は、毎日会合を開き、新律綱領、改訂律例、憲法類編、そのほかフランス民法、英国法律書などの研究をしていたという。



『自助社通論書』(当館蔵)

一八七五(明治八)年二月、愛国社創立集会の際、板垣退助らを徳島に招待し、社員の士気を高揚させ、愛国社創立集会には全参加者六十二名中、阿波より

小室信夫、井上高格ら幹部を始め実に三十五名の多数が参加し、過半数を占めた。区戸長公撰運動も繰り広げた。そんな矢先の同年四月十四日に「漸次立憲政体樹立の詔」が出された。自助社は「実に我輩此詔論の下るに遭逢し、恰も暗夜に月光を見るが如く、相共に慶賀すべきなり」と『郵便報知新聞』に祝辞を発表。井上高格は在京中の古賀名東県権令に詔勅に対する解説書を県下で出版する計画を話したという。

『通論書』事件と自助社の廃社

一八七五(明治八)年四月十四日に出された「漸次立憲政体樹立の詔」の趣旨を県下人民に懇諭しようとして印刷されたものが『通論書』(新居敦二郎起草)である。この『通論書』は、天皇も「国王ト云フ御役人」であり、軍事・条約・課税・法律・予算等、すべて「人民議院」で決定されねばならないとしている。立憲政体とは、「憲法を制定し、統治権を行使するのに権力分立制をしき、法治主義の下に一般国民を国政、特に立法に参与させる政体」(『広辞苑』)であるが、この立憲政体の政治を実現するために出されたのが「漸次立憲政体樹立の詔」だと位置づけ、明治新政府の問題点を具体的に指摘していく。最後に、人民が愚かたから国会を開設するのは時期尚早であるとするのは、「ペラポーニ嘲弄スル説」で、今こそ「無気無力ナル奴隸根性ヲ押シ破リ、自由独立ノ気象ヲ起」さねばならぬ

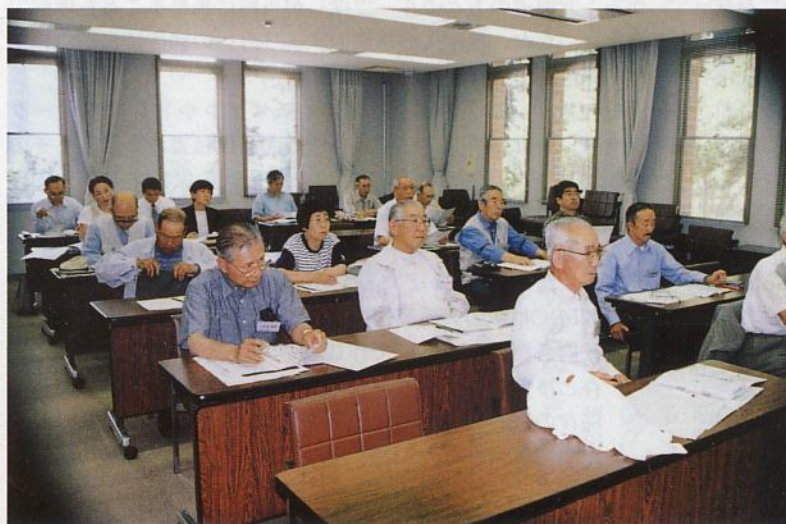
いと訴えた。つまり、自助社は「人民の自治自立と政治参加」をめざし、日本帝国の振起隆盛を図ろうとしたのである。そして、これらのことこそが、「五箇条の誓文」と「漸次立憲政体樹立の詔」に示された天皇の意思であると述べるのである。この『通論書』の内容が参議木戸孝允、伊藤博文、大久保利通らの間で、古賀名東県権令の進退問題、さらには、「猶々再度之江藤ヲ生候而も此弊今日二鎮庄不仕間ハ実二国家之一大事ト記念仕候」(木戸への大久保書簡)、「如此度名東県之自助社挙動等二至リ候而ハ内心必大憤怒候ハ必然、……終二如此ムチャクチャ之議論を唱へ、今日之憲法を破毀いたし候而已ならず、大体を乱され候而ハ実二奉対天子候も中心難堪於義只一己と雖も荷担いたし候訳二参り不申候」(井上馨への木戸書簡)と国家の一大事にかかわる重大問題と認識された。その結果、名東県が各小区に『通論書』回収命令を出すとともに、国事犯として大審院で裁判され、湯浅直通・新居敦二郎・一坂俊太郎は禁獄二年、井上高格は禁獄一年の刑がそれぞれ申し渡され、市ヶ谷囚獄所に収容された。この『通論書』事件により指導者も失った自助社は、活動が停滞し、湯浅・新居らが出獄した一ヶ月後の一八七八(明治十一年)九月十五日、自助社員協議の結果、廃社に至るのである。時に愛国社再興大会が大坂で開催されている最中の事であった。

(主査兼古文書係長)

文書館のあゆみ

(平成13年1月～6月)

- 1月18日 古文書読む会運営委員会
- 20日 歴史講座(第4回) 重見高博氏「守護町・勝瑞の発掘から」
- 30日 第21回資料紹介展「鷹狩りと御旅所」小松島市栗本家文書を中心に(～4月22日)
- 2月6日 教育委員会事務局職員等同和問題研修会
- 10日 歴史講座(第5回) 羽山久男氏「ある藍作の村の歴史」
- 11日 古文書を読む会総会
- 22日 文書館資料調査員会議(第2回)
- 23日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第4回役員会(横浜市)
- 26日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会例会(尼崎市)
- 27日 文化の森管理職員同和問題研修会(第2回)
- 3月2日 予備監査
- 3日 八万南小学校児童施設見学
- 9日 八万南小学校児童施設見学
- 14日 館内同和問題研修会(第4回)
- 15日 文書館協議会(第2回)
- 16日 本監査
- 19日 高等学校校誌交換会(県立図書館)
- 4月2日 新任者8名着任 辞令交付式
- 24日 第22回資料紹介展「阿波の絵図パート4町場の絵図」(～8月5日)
- 5月16日 文化の森連絡調整会議及び文化の森同和教育推進会議
- 19日 古文書講座(開講式・第1回)
- 25日 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第1回役員会(東京都公文書館)
- 30日 徳島県博物館協議会総会
- 31日 古文書を読む会第1回役員会
- 6月2日 古文書講座(第2回)
- 5日 徳島大学総合科学部学生研修
- 6日 同和問題啓発資料展担当者会議
- 14日 自由民権運動史料調査～8日(高知市)
- 14日 文化の森新任職員同和問題研修会
- 16日 古文書講座(第3回)
- 17日 法政大学学生研修(中野ゼミ)～19日
- 19日 文化の森副館長会議(第1回)
- 29日 館内同和問題研修会(第1回)
- 30日 古文書講座(第4回)
- 四国大学学生研修



歴史講座開講

当館では、文書資料を収集・保存・整理し、利用に供することを基本業務としています。さらに、地域社会における歴史研究の拠点となることも一つの目標としています。そのため、文書資料を手掛かりに徳島県の歴史について、古代から現代までの各時代のポイントをおさえながら学習する歴史講座を開催しています。今年度は、以下の通りです。

▲古文書講座第1回(H13・5・19)

回	期 日	講 師	テ ー マ
①	10/27(土)	丸山幸彦(徳島大学教授)	古代阿波の水上交通
②	11/10(土)	大石雅章(鳴門教育大学教授)	中世阿波における仏教文化
③	12/15(土)	根津寿夫(徳島城博物館学芸員)	阿波豊国神社と慶長期の徳島藩
④	1/19(土)	赤松万里(鳴門教育大学助教授)	『阿波名所図会』の文化論
⑤	2/9(土)	福原健生(徳島城博物館初代館長)	阿波おどり～今様への軌跡～

【応募期間】 10月10日(水)まで
 【募集人員】 70名(応募者多数の場合は抽選させていただきます)
 【応募要領】 受講を希望される方は、往復はがきに①住所 ②氏名 ③年令 ④電話番号と、返信用に、ご自分の住所・名前を、ご記入のうえ、徳島県立文書館歴史講座係までお申し込み下さい。なお、受講料は無料です。
 詳しくは徳島県立文書館古文書係までご連絡ください。(☎088-668-3700)

文書館だより

第17号

平成十三年八月三十一日発行
 編集兼発行 徳島県立文書館
 〒七七〇一八〇七〇

印刷 グランド印刷株式会社
 徳島市八万町向寺山
 文化の森総合公園内
 ☎〇八八六六八一三七〇〇